

## 5. 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
医 師	病院・介護医療院兼務の為、24 時間体制
薬剤師	平日 9:00 ~ 17:15 土曜日 9:00 ~ 14:30
介護支援専門員	平日 8:30 ~ 17:00 土曜日 8:30 ~ 13:00
看護職員（正・准看護師）	日勤帯 8:30 ~ 17:00（8名） 夜勤帯 16:30 ~ 9:30（1名）
介護職員	日勤帯 8:30 ~ 17:00（11名） 夜勤帯 16:30 ~ 9:30（1名）
理学療法士	平日 9:00 ~ 17:15 土曜日 9:00 ~ 14:30
管理栄養士	平日 8:30 ~ 17:00 土曜日 8:30 ~ 13:00
事務職員	平日 8:30 ~ 17:00 土曜日 8:30 ~ 13:00
診療放射線技師	平日 8:30 ~ 17:00 土曜日 8:30 ~ 13:00
その他	※日曜日、祝日、年末年始、6/15については、上記と異なります。 ※夜勤帯については、看護職員と介護職員合わせて2名体制になります。

## 6. 施設サービスの内容

### 施設サービス費と体制加算（2級地 10.72）

※ 保険分の1割負担には1円以下の金額が発生することもある為、日数や端数処理等により請求金額が異なる場合があります。

※ 2割負担の方は2倍、3割負担は3倍の金額となります。

#### 【1割負担】I型（療養機能強化型相当）（多床室） 第四段階

介護区分	施設 サービス費 I	日 額	月 額 (31日)	食 費 (31日) 2,020/日	居住費 (31日) 1,400/日	概算合計 (月額)
要介護 1	825 単位	884 円	27,404 円	62,620 円	43,400 円	133,424 円
要介護 2	934 単位	1,001 円	31,031 円	62,620 円	43,400 円	137,051 円
要介護 3	1,171 単位	1,255 円	38,905 円	62,620 円	43,400 円	144,925 円
要介護 4	1,271 単位	1,363 円	42,253 円	62,620 円	43,400 円	148,273 円
要介護 5	1,362 単位	1,460 円	45,260 円	62,620 円	43,400 円	151,280 円

#### 【1割負担】I型（療養機能強化型相当）（従来型個室） 第四段階

介護区分	施設 サービス費 I	日 額	月 額 (31日)	食 費 (31日) 2,020/日	居住費 (31日) 2,500/日	概算合計 (月額)
要介護 1	714 単位	765 円	23,715 円	62,620 円	77,500 円	163,835 円
要介護 2	824 単位	883 円	27,373 円	62,620 円	77,500 円	167,493 円
要介護 3	1,060 単位	1,136 円	35,216 円	62,620 円	77,500 円	175,336 円
要介護 4	1,161 単位	1,245 円	38,595 円	62,620 円	77,500 円	178,715 円
要介護 5	1,251 単位	1,341 円	41,571 円	62,620 円	77,500 円	181,691 円

施設サービス費と体制加算（2級地 10.72）

※ 保険分の1割負担には1円以下の金額が発生することもある為、日数や端数処理等により請求金額が異なる場合があります。

**【2割負担】 I型（療養機能強化型相当）（多床室） 第四段階**

介護区分	施設 サービス費 I	日 額	月 額 (31日)	食 費 (31日) 2,020/日	居住費 (31日) 1,400/日	概算合計 (月額)
要介護 1	825 単位	1,768 円	54,808 円	62,620 円	43,400 円	160,828 円
要介護 2	934 単位	2,002 円	62,062 円	62,620 円	43,400 円	168,020 円
要介護 3	1,171 単位	2,510 円	77,810 円	62,620 円	43,400 円	183,830 円
要介護 4	1,271 単位	2,726 円	84,506 円	62,620 円	43,400 円	190,526 円
要介護 5	1,362 単位	2,920 円	90,520 円	62,620 円	43,400 円	196,540 円

**【2割負担】 I型（療養機能強化型相当）（従来型個室） 第四段階**

介護区分	施設 サービス費 I	日 額	月 額 (31日)	食 費 (31日) 2,020/日	居住費 (31日) 2,500/日	概算合計 (月額)
要介護 1	714 単位	1,530 円	47,430 円	62,620 円	77,500 円	187,550 円
要介護 2	824 単位	1,766 円	54,746 円	62,620 円	77,500 円	194,866 円
要介護 3	1,060 単位	2,272 円	70,432 円	62,620 円	77,500 円	210,552 円
要介護 4	1,161 単位	2,490 円	77,190 円	62,620 円	77,500 円	217,310 円
要介護 5	1,251 単位	2,682 円	83,142 円	62,620 円	77,500 円	223,262 円

施設サービス費と体制加算（2級地 10.72）

※ 保険分の1割負担には1円以下の金額が発生することもある為、日数や端数処理等により請求金額が異なる場合があります。

**【3割負担】 I型（療養機能強化型相当）（多床室） 第四段階**

介護区分	施設 サービス費 I	日 額	月 額 (31日)	食 費 (31日) 2,020/日	居住費 (31日) 1,400/日	概算合計 (月額)
要介護 1	825 単位	2,652 円	82,212 円	62,620 円	43,400 円	188,232 円
要介護 2	934 単位	3,003 円	93,093 円	62,620 円	43,400 円	199,113 円
要介護 3	1,171 単位	3,765 円	116,715 円	62,620 円	43,400 円	222,735 円
要介護 4	1,271 単位	4,089 円	126,759 円	62,620 円	43,400 円	232,779 円
要介護 5	1,362 単位	4,380 円	135,780 円	62,620 円	43,400 円	241,800 円

**【3割負担】 I型（療養機能強化型相当）（従来型個室） 第四段階**

介護区分	施設 サービス費 I	日 額	月 額 (31日)	食 費 (31日) 2,020/日	居住費 (31日) 2,500/日	概算合計 (月額)
要介護 1	714 単位	2,295 円	71,145 円	62,620 円	77,500 円	211,265 円
要介護 2	824 単位	2,649 円	82,119 円	62,620 円	77,500 円	222,239 円
要介護 3	1,060 単位	3,408 円	105,648 円	62,620 円	77,500 円	245,768 円
要介護 4	1,161 単位	3,735 円	115,785 円	62,620 円	77,500 円	255,905 円
要介護 5	1,251 単位	4,023 円	124,713 円	62,620 円	77,500 円	264,833 円

(1) 介護保険給付対象サービス

<サービス内容>

種類	内 容
食事	(食事時間) 朝食 8:00 ※食事は左記時間を標準としますが、個々の 昼食 12:00 状態により前後することがあります。 夕食 18:00
医療・介護	・入所者の病状にあわせ妥当適切に医療・看護を提供します。 ・医師による診察は必要に応じ適宜診察します。
機能訓練	理学療法士等により入所者の状況に適した機能訓練を行い、機能の低下を防止するための訓練を実施します。
栄養管理及び栄養ケア	管理栄養士の立てる献立により、心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
口腔衛生管理及び口腔ケア	当施設担当の歯科医師の指示・指導のもと誤嚥性肺炎や口腔疾患を予防し、口腔機能を維持するため、口腔清掃の指導、ケアを行います。
入浴	・年間を通して週2回の入浴又は清拭を行います。 ・全介助の方でも機械浴で対応致します。
排泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え・整容等	・生活機能低下防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
相談及び援助	入所者とそのご家族からのご相談に応じます。

基本サービス費の加算・減算 (太文字は当院加算・減算項目となります)

加算・減算等名	加算・減算の概要	加算・減算点数
夜勤体制減算	夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合に減算	-25 単位/日
入所者数や職員数による減算	入所者数が入所者の定員を超える場合に減算	×70/100 算定
	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合に減算	×70/100 算定
	看護師が基準に定められた看護職員の員数の20%未満の場合に減算	×90/100 算定
身体拘束廃止未実施減算	「身体拘束等を行う場合に、その態様・時間・入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する」若しくは「身体拘束等の適正化を図るための委員会の開催、指針の整備、研修の実施の措置を講じる」を満たしていない場合に減算	×10/100 減算
療養環境減算	<b>療養室に隣接する廊下の幅が、内法による測定で1.8m未満(両側に療養室がある場合に2.7m未満)の場合に減算</b>	<b>-25 単位/日</b>
	療養室に係る床面積の合計÷入所定員の数が8未満の場合に減算	-25 単位/日
夜間勤務等看護加算	夜勤看護職員の配置が15:1以上かつ2人以上の場合に加算	+23 単位/日
	夜勤看護職員の配置が20:1以上かつ2人以上の場合に加算	+14 単位/日
	夜勤の看護職員又は介護職員の配置が15:1以上かつ2人以上の場合に加算	+14 単位/日
	夜勤の看護職員又は介護職員の配置が20:1以上かつ2人以上の場合に加算	+7 単位/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている事業所において、若年性認知症入所者を受け入れた場合に加算、ただし「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定している場合は算定不可	+120 単位/日
外泊時費用	<b>居宅への外泊の場合、1月に6日を限度に施設サービス費に代えて算定(外泊の初日・最終日以外)</b>	<b>362 単位/日</b>
試行的退所サービス費	退所が見込まれる者を居宅において試行的に退所させ居宅サービスを提供する場合、1月に6日を限度に施設サービス費に代えて算定	800 単位/日
他科受診時費用	<b>専門的な診療が必要となり他の病院・診療所を受診した場合に、1月に4日を限度に施設サービス費に代えて算定</b>	<b>362 単位/日</b>

その他の加算（太文字は当院加算・減算項目となります）

加算名	概 要	単 位	
初期加算	入所日から 30 日以内の期間（月額最大 900 円）	30 単位	
再入所時 栄養連携加算	食事形態が退所前と変わって再入所。 管理栄養士が入院先訪問し連携する ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない	400 単位/回	
退所時 指導等加算	退所前訪問 指導加算	退院に先立ち退院後生活する居宅、社会福祉施設等を訪問し、患者及びその家族、社会福祉施設等に対して退院後の療養上の指導、連絡調整、情報の提供等を行った場合	460 単位
	退所後訪問 指導加算	退院後30日以内に患者の居宅、社会福祉施設等を訪問し、患者及びその家族、社会福祉施設等に対して療養上の指導を行った場合	
	退所時 指導加算	1回に限り入所者及びその家族等に対し、退所後の療養指導を行った場合（入所期間が1月超）	400 単位
	退所時 情報提供加算	1 回に限り退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合（入所期間が1ヶ月超）	500 単位
	退所前 連携加算	1 回に限り入所期間が1月を超える方の退所前に介護支援専門員と連携して退所後の在宅サービスの利用上必要な調整を行った場合（入所期間が1月超）	500 単位
	訪問看護 指示加算	1 回につき退所前後の療養指導を居宅等に訪問して行った場合	300 単位
サービス提供 体制強化加算（Ⅲ）	介護職員の総数の内 勤続3年以上30%以上（月額192円）	6 単位	
低栄養リスク 改善加算	栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は算定しない。低リスク改善計画を策定する。	300 単位	
口腔衛生管理 体制加算	歯科医師または指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアに係る技術的助言及び指導を介護職員に対し月1回以上行っている場合	30 単位	
経口移行加算	経管栄養の方を対象に、他職種による経口維持計画を作成し、摂取に移行する栄養管理を行った場合	28 単位	
経口維持加算（Ⅰ）	経口での食事を摂っている入所者の内、摂食機能障害、誤嚥があると認定しうる入所者に関して、医師または歯科医師、栄養管理士、看護師、介護支援専門員などの職種が共同して、入所者の食事の観察や介護を行います。入所者ごとに、経口による食事を継続できるようにするための経口維持計画を作成し、医師または歯科医師の指示の下で、管理栄養士または栄養士が栄養管理を行った場合に加算されます。 経口移行加算を算定している場合、または栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。	400 単位	
経口維持加算（Ⅱ）	摂食機能障害が認められる方を対象に、他職種による経口維持計画を作成し、摂取に移行する栄養管理を行った場合	100 単位	
療養食加算	食事箋に基づいた療養食が提供されていること	6 単位	
緊急時施設診療費	緊急時治療管理	救命救急医療が必要となった状態とは3日限度	518 単位/日
	特定治療	意識障害または昏睡 急性呼吸不全または慢性呼吸不全の急性増悪 急性心不全（心筋梗塞を含む） ショック 重篤な代謝障害 その他薬物中毒等で重篤な物	歯科診療点数表による
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動や症状が現れて緊急に入所することが必要と医師が認めた入所者に対して、介護支援専門員や受け入れ事業所等と連携しながら同意を得て入所した日から算定できる加算です。	200 単位/日	
排せつ支援加算	身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師、または適宜医師と連携した看護師が判断し、入所者もそれを希望する場合	100 単位/日	

特別診療費（1割負担）

（太文字は当院加算項目となります）

項目	単位	日額	適用
感染対策指導管理	6 単位	6 円/日	施設全体として常時感染対策をとっている場合（月額 150 円）
褥瘡対策指導管理	6 単位	6 円/日	障害老人の日常生活自立度がランク B 以上の方に常時褥瘡対策をとっている場合（月額 150 円）
初期入所診療管理費	250 単位	250 円	入所者に対して、その入所に際して医師が必要な診察、検査を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合に、入所中 1 回（診療方針に重要な変更があった場合にあっては、2 回）を限度として所定単位数を算定します。
重度療養管理	125 単位		要介護 4、5 の医療的に重度の入所者に対して計画的に医学的管理を行い、療養上必要な処置を行った場合に評価される加算
特定施設管理	250 単位		後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者にサービスを提供すること
重症皮膚潰瘍管理指導	18 単位		重症皮膚潰瘍の患者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと
薬剤管理指導	350 単位	350 円	投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合に、週 1 回に限り、月 4 回を限度として算定します。
麻薬管理指導加算	50 単位/回		疼痛緩和のための麻薬等使用に関する管理指導
医学情報提供 I	220 単位	220 円	退所する入所者の診療に基づき他の医療機関での入所治療の必要性を認め、入所者の同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合に算定します。
医学情報提供 II	290 単位	290 円	
理学療法（Ⅰ）	123 単位/回		1 日 3 回（作業療法をおこなう場合は合わせて 1 日 4 回限度）
理学療法（Ⅱ）	73 単位/回		4 月超以降は月 11 回目以上 70/100 相当を算定
短期集中 リハビリテーション	240 単位		入所後 3 カ月以内のみ 摂食機能療法を算定する場合は算定不可
集団コミュニケーション療法	50 単位	回	1 日 3 回限度
摂食機能療法	208 単位	日	1 月 4 回限度

その他の費用

項 目		費 用
歯科診療費	(税別)	初診月 630 円～710 円 (歯の無い方 260 円～360 円) 再診月 300 円※概ねの目安となります
おやつ	(税込)	1 日につき 140 円 (31 日/月額 4,340 円)
教養娯楽費		入所者希望時のみ実費 ・おりがみ、クレヨンや活動経費、など
クラブ行事・活動費		入所者希望時のみ実費 ・華道、茶道、陶芸、刺繍、書道、美術等に係る材料費や諸経費 ・個人購読の新聞や雑誌代 ・個人のテレビや冷蔵庫等の電気代
日用品・消耗品		(株)健康の泉へ業務委託のため、直接申し込み
理美容費		カット 1,950 円～カット以外も対応します (ビューティヘルパー横浜 毎月第 3 土曜日)
健康管理費		各種予防接種 (インフルエンザ予防接種・肺炎球菌ワクチンなど) 実費
文書料	(税込)	各種健康診断書、会社提出用、成年後見用等診断書 3,850 円
		入院/通院診断書 (各種生命保険/簡易保険)、自費診療診断書、死亡診断書 身体障害者診断書/証明書、年金用診断書 7,150 円
		特定疾患臨床調査個人票 3,850 円
		各種証明書・診断書 2,200 円～11,550 円
		※ 詳しくは会計窓口にてご確認ください。
テレビ		1,000 円 テレビカードを購入しますとご覧いただけます。(730 分 約 12 時間)
介護死後処置		19,800 円
浴衣		3,300 円
※ 車いす・歩行器は院内で使用する場合には無料です。なお外出等の貸し出しはおこなっておりません。 ※ おむつ代はサービス利用料に含まれていますので、当院が発行する領収書の添付または掲示によって医療費控除の対象になります。(おむつ証明書の発行はありません)		

※ 日常的な医療とは別に必要となった特別な医療については、医療保険の対象となりますので、医療保険における自己負担額をお支払いいただきます。

(2) 支払い方法

介護保険分利用料金は月末の翌月 7 日までに請求させていただきますので、15 日までに入退院窓口にてお支払ください。退所される場合には退所日に現金にてお支払ください。なお、日用品生活用品は事業所へ振り込み、歯科診療分のお支払いは歯科窓口にてお支払ください。

7. 施設の利用に当たっての留意事項

甲は、乙が介護医療院サービスを受ける際には、「横浜鶴ヶ峰病院介護医療院 重要事項説明書」に記載されている事項に留意するよう、乙又は丙又は代理人に対して説明します。「入所者識別バンド」について横浜鶴ヶ峰病院介護医療院では、乙の安全を確保するため、入所者全員に入所から退所まで「入所者識別バンド」の着用をお願いしております。入室後、速やかに「入所者識別バンド」を着用していただきます。

8. 非常災害対策

横浜鶴ヶ峰病院介護医療院は地震などの非常災害における神奈川県災害協力病院に指定されており、災害時救急病院となっています。(生命に危険はないが入院を要する患者) 訓練は具体的計画を策定し、災害対策本部を配置して毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施します。

- ・防災設備 ～ スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 ～ 年 2 回